八四七三・四〇	第八四・七二項の機械の部分品及び附属品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	三四	一九二
八四七三・五〇	第八四・六九項から第八四・七二項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税		一九二
八四・七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用の機械及びガラス又はガラス製品の製造用又は熱間加工用の機械									
八四七五・二	ガラス又はガラス製品の製造用又は熱間加工用の機械									
八四七五・二一	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	三五	
八四七五・九〇	部分品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	三六	
八四・七六	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料用又は飲料用のもの。両替機を含む。）									
八四七六・八	その他の自動販売機									
八四七六・八九	その他のもの	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	三七	
八四七六・九〇	部分品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	三八	
八四・七九	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）									
八四七九・八	その他の機械類									
八四七九・八九	その他のもの	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	三九	二〇〇
八四七九・九〇	部分品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四〇	一九三
八四・八六	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、この類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品									
八四八六・一〇	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四一	
八四八六・二〇	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四二	
八四八六・三〇	フラットパネルディスプレイ製造用の機器	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四三	
八四八六・四〇	この類の注9(C)の機器	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四四	
八四八六・九〇	部分品及び附属品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四五	一九八
八四・八七	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用の物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）									
八四八七・九〇	その他のもの	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税		一九三
八五・〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター									
八五〇四・四〇	スタティックコンバーター	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四六	
八五〇四・五〇	その他のインダクター	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四七	
八五〇四・九〇	部分品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四八	一九二
八五・〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド									
八五〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	四九	
八五・一四	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）									
八五一四・三〇	その他の炉	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	五〇	
八五一四・九〇	部分品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	五一	
八五・一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器									
八五一五・一	はんだ付け用又はろう付け用の機器									
八五一五・一九	その他のもの	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	五二	
八五一五・九〇	部分品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税	五三	
八五・一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）、手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）									
八五一六・九〇	部分品	無税	B	無税	二〇一六	二〇一六		無税		一九二
八五・一七	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送信し又は受信するものに限るものとし、有線又は無線									